

阿賀野市告示第24号

国土調査事業に伴う地図及び簿冊の閲覧について

令和元年度より実施の「稲荷町、下条、下条町、山口、若葉町、南安野町、百津の各一部（第40計画区）」地内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により告示する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年2月21日

阿賀野市長 田中清善

記

- 1 地図及び簿冊の名称 第40計画区
- 2 測量年月 令和3年11月
簿冊作成年月日 令和5年2月2日時点で作成
- 3 閲覧期間 令和5年2月22日（水）から
令和5年3月13日（月）まで20日間
（ただし、土曜日、日曜日（3月5日を除く）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は閲覧を実施しない。）
- 4 閲覧時間 午前9時00分から午後4時00分まで
- 5 閲覧場所 阿賀野市岡山町10番15号
阿賀野市役所本館3階 建設課
- 6 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、当該調査を行った者に対し誤り等訂正の申し出をすることができる。
- 7 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので各自印章を持参すること。
- 8 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。